

2026年8月5日

大阪経済記者クラブ会員各位
(同時資料配布先：大阪府政記者会)

～大阪府の都市基盤施設や府営住宅を実験フィールドに～ 施設管理の効率化・省力化を図る新技術の実証実験 募集開始！

[問い合わせ先] 大阪商工会議所 産業部 (松村、勝部、長尾)
TEL 06-6944-6300

- 大阪府、大阪市、大阪商工会議所で構成する「実証事業推進チーム大阪」では、本日より「**大阪府の都市基盤施設や府営住宅の維持管理の効率化・省力化が見込める新技術を用いた実証実験**」の募集を開始する。
- 実証事業推進チーム大阪において、**大阪府が所管する複数施設を対象に、行政ニーズを踏まえた実証実験の募集を行うのは今回が初めて。**
- 対象フィールドは、**大阪府が所管する道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設や府営住宅。老朽化への対応、点検・維持管理業務の省人化・高度化など様々な課題の解決**につながる新技術を対象に実証実験を求めている、特に AI を活用した新技術の応募を歓迎する。
- 実証事業推進チーム大阪では「実証事業都市・大阪」の実現に向け、大阪での実証実験をより円滑・効果的に実施できるよう取り組んでいる。本件は特定のフィールドを活用し、指定テーマに沿った実証実験を期間限定で公募する「フィールド×テーマ指定型」実証実験として実施するもの。

<募集概要>

1. 募集期間

2026年8月5日（水）から9月30日（水）17時まで

※受付期間内であっても、応募件数が5件に達した時点で受付を終了する。

2. 募集内容・対象分野

大阪府が所管する道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設や府営住宅の維持管理の効率化・省力化が見込める新技術を用いた実証実験。

<対象分野>

※特に AI（人工知能：画像等認識・解析・判定・スコアリング（数値化）等）を活用した実証実験を歓迎

① AI

② その他（ドローン、IoT・ロボットテクノロジー、オープンデータ・ビッグデータ）

<想定されるフィールド（例）>



雑木が繁茂する河道



傷んだ舗装



防草シートを突き破る雑草

<想定される実証実験（例）> ※下記以外の想定例は別紙の実施要領参照

【道路（モノレール含む）】

- ・自動車（車種別）・自転車・歩行者数及びこれらの進行方向等の交通量を画像認識技術（AI）等を用いて調査する技術
- ・幹線道路や高速道路など交通量が多い場所で、安全にモノレール施設の点検期間を短縮できる技術

【河川】

- ・現状の肩掛け式草刈り機による除草の、無人化・自動化技術
- ・ドローン等を活用した河道内の堆積状況、洗堀状況等のデータ取得が可能な技術

【公園】

- ・公園来園者数、来園者の属性（年齢、性別、住居等）、滞在時間、来園目的、来園交通手段などのデータを簡便な方法により正確に把握する技術

【下水道】

- ・圧送管路の空気弁等から管渠全体のテレビカメラ調査が可能な技術

【港湾・海岸】

- ・AIを活用して港湾・海岸施設における部材毎の劣化度判定を行い、施設全体の性能低下度を判定する技術

【府営住宅】

- ・画像解析等によるAIを活用した効率的な外壁診断技術 等

3. 募集件数

先着5件（予定）

4. 申込方法

下記HPもしくは右記QRコードのエントリーフォームから入力

<https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202607/D22260723017.html>



5. 実験実施可能期間

2027年3月31日（水）17時まで（予定）

※実験開始時期は個別に調整となるが、2026年12月上旬頃を想定

6. 主催

実証事業推進チーム大阪（大阪府・大阪市・大阪商工会議所）

7. その他

- ・本募集は技術実証を対象とし、既に市場投入されている製品・サービスは対象外。
- ・応募の詳細、実証実験実施にかかる条件などは、添付の実施要領を参照。

<添付資料> 「大阪府都市基盤施設や府営住宅の維持管理の効率化・省力化が見込める新技術を用いた実証実験募集」実施要領

<参考>

■ 実証事業推進チーム大阪「フィールド×テーマ指定型」実証実験について

実証事業推進チーム大阪では、特定のフィールド・指定テーマに沿った実証実験を期間限定で公募する「フィールド×テーマ指定型」実証実験を実施している。

<過去に実施した「フィールド×テーマ指定型」実証実験事例>

【2019年度】万博記念公園 × 公園内各施設サービスの向上（支援数：2件）

「自動運転用画像認識システムの実証」（株式会社山電器）

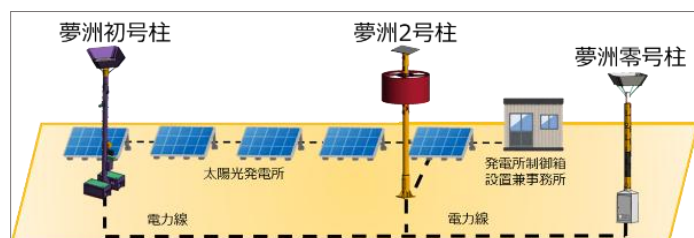
「来園者等の利便性や満足度向上に繋がる次世代モビリティサービス等の実証」（関西電力株式会社、株式会社ダイヘン）



【2020年度】夢洲 × 大阪・関西万博に向けた機運醸成（支援数：10件）

「放射冷却素材 SPACECOOL の価値検証実証実験」（大阪ガス株式会社）

「マイクロコミュニティを実現するスマートポール実証実験」（関西電力株式会社） 等



【2022年度】鶴見緑地公園 × 脱炭素（支援数：3件）

「太陽光発電から冷蔵内蔵型ショーケースへ直接給電する実証実験」（フクシマガリレイ株式会社）

「エアコンの省エネ化及び省CO2化の遠隔監視・可視化の実証実験」（三和建設株式会社） 等



以上

「大阪府都市基盤施設や府営住宅の維持管理の 効率化・省力化が見込める新技術を用いた実証実験募集」 実施要領

1. 目的・背景等

大阪府・大阪市・大阪商工会議所では、「実証事業推進チーム大阪（以下、チーム大阪）」を組織し、革新的な技術や製品・サービスの実証実験を行いやすい環境を整え、国内外から企業を呼び込むなど、「実証事業都市・大阪」の実現に向けた取組を推進しています。これまでに、様々な企業からの実証実験の応募を受け付け、大阪府・大阪市の関連施設や公共空間等における実証実験の実施を支援してきました。

他方、大阪府における都市基盤を取り巻く環境は多様化・複雑化しており、老朽化への対応、点検・維持管理業務の省人化・高度化、災害対応力の向上など様々な課題に直面しています。こうした課題に対応するため、大阪府では、都市基盤施設や府営住宅の維持管理の効率化・省力化に資する新技術を用いた実証実験を募集しています。

そこでチーム大阪では、大阪府が所管する道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設や府営住宅をフィールドとし、都市基盤施設や府営住宅の維持管理の効率化・省力化が見込める新技術を用いた実証実験を募集いたします。

申請案件については、内容や要件等の確認の後、実施に向けた実証場所の協議・調整をはじめ、広報・プロモーション等のビジネス化の支援などを行います。

〔本事業における実証実験のフィールド（大阪府所管）について〕

本事業における実証実験フィールドは、大阪府が所管する道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設や府営住宅です。

大阪府では、令和8年度部局運営方針の一つに「ストックマネジメントの推進による府民サービスの向上」を掲げ、大阪府都市基盤施設長寿命化計画に基づく都市基盤施設の維持管理の推進や、府営住宅の適正な管理や運営、新技術の活用等を推進しています。

2. 主催

実証事業推進チーム大阪（大阪府・大阪市・大阪商工会議所）

3. 募集内容

(1) 募集する内容

- 大阪府が所管する道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設や府営住宅を実証フィールドとする実証実験を募集します。
- ただし、下記の①テーマ：「都市基盤施設や府営住宅の維持管理の効率化・省力化」に資

するものであり、②の対象分野に該当し、④の実証実験の要件を満たすものであることとします。

- AI（人工知能）を活用した実験や、将来の大阪府における導入・実装を見据えた実証実験も歓迎します。ただし、大阪府での導入が約束されているものではないことを予めご了承ください。

① テーマ：「都市基盤施設や府営住宅の維持管理の効率化・省力化」

② 対象分野：

ア AI（人工知能）

イ その他（ドローン、IoT・ロボットテクノロジー、オープンデータ・ビッグデータ）

※特に AI（画像等認識・解析・判定・スコアリング等）を活用した実証実験を歓迎します。

③ 対象フィールド：

大阪府が所管する道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設および府営住宅

④ 応募資格及び実証実験の要件：

- ・ 先端技術を用いた製品・サービスの概念の検証、技術や試作品の実験、事業化可能性の検証等、実証実験要素のある内容であること。（実証実験要素が乏しい案件や実証実験要素が確認困難な案件、既に市場投入されている製品・サービスなどは対象外）
- ・ 関係法令や公序良俗等に反しないこと。
- ・ 実施者が実証実験の関連法令を理解し、必要な技術力を有し、安全に実施することが可能であること（特に周辺住民の安全が確保されるものであること）。
- ・ 実施者が責任を持って実証実験を行うことが可能であること。
- ・ 別紙の「実証実験実施にかかる規約」に同意しこれを遵守すること。

※要件を満たさないことが事後に発覚した場合、応募者によるエントリーは遡及的になかったものとして扱うこととします。

⑤ 想定される新技術（例）

以下に記載している新技術を歓迎します。

【道路（モノレール含む）】

➤ AI を用いた交通量調査

自動車（車種別）・自転車・歩行者数及びこれらの進行方向等の交通量を、画像認識技術（AI）等を用いて調査する技術

- 斜張橋等ケーブルの点検技術
ケーブルの内部鋼材の健全性や、視認の困難な定着部内部の状況が確認できる点検技術
- モノレール施設の点検技術
幹線道路や高速道路など交通量が多い場所で、安全に点検期間が短縮できる技術（高解像度カメラなど非破壊によるコンクリート構造物の損傷確認等）

【河川】

- 河川護岸背面の空洞化調査
広範囲に空洞化が懸念される場合などに、護岸表面から電磁波レーダ等により非破壊で空洞化の範囲、深さを面的に把握できる非破壊点検技術
- 地下河川構造物の点検技術
ロボット（ドローン）などを用いた、安全に点検できる技術（非破壊によるコンクリート構造物の損傷確認等）
- 堤防法面等における除草の効率化技術
現状の肩掛け式草刈り機による除草の、無人化・自動化技術
- AI を活用した河川施設の損傷診断
AI 診断技術を活用した河川施設の損傷診断が可能な技術
- 河川護岸の根入れ調査
河川護岸の根入れ調査が可能な技術
- ドローン等を活用した各種データ取得
ドローン等を活用した河道内の堆積状況、洗堀状況等のデータ取得が可能な技術

【公園】

- 公園来園者数の調査及び属性等の把握
来園者数、来園者の属性（年齢、性別、住居等）、滞在時間、来園目的、来園交通手段などのデータを簡便な方法により正確に把握する技術
- 街路樹の診断技術
街路樹の定期点検（目視点検や揺さぶり点検等）を効率的に実施できる技術
街路樹の精密診断が可能な非破壊検査技術
- ドローンを活用した公園樹林地における樹木の危険度調査
UVA（ドローン等）や SLAM（リュック型 LiDAR）による 3D 測量データから樹木の危険度を AI 判定できる技術

【下水道】

- 圧送管路のテレビカメラ調査技術
圧送管路の空気弁等から管渠全体のテレビカメラ調査が可能な技術

【港湾・海岸】

- AI を活用した港湾・海岸施設における性能低下度の判定
AI を活用した部材毎の劣化度判定を行い施設全体の性能低下度を判定する技術

【府営住宅】

- AI を活用した建築物外壁診断技術
画像解析等による AI を活用した効率的な外壁診断技術
- 地中埋設物非破壊探査技術
府有施設の撤去工事後の地中埋設物の有無を高精度で感知することできる非破壊探査技術

※上記以外の新技術についても、応募をお待ちしています。

(2) 実験実施場所と実験実施可能期間

- ア 実施場所 : 大阪府が所管する道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設や府営住宅
※実証フィールドの例は別紙参照

- イ 実験実施可能期間 : 令和 9 年 3 月 3 1 日（水曜日）まで（予定）

※実施場所・期間・内容等は、個別の調整となります。希望の実施場所で実施いただけないこともありますので、ご了承ください。

※使用場所等の原状回復及び実施結果報告書の提出が必要となります。

※実験実施にあたっては、使用許可及び占有料が必要となる場合があります。

(3) 募集件数

先着 5 件（予定）

(4) 結果の通知

応募案件については、都市基盤施設や府営住宅での実施可否、管理運営上の支障、安全性、法令適合性等を総合的に勘案の上、実施の可否結果を応募者へ個別に通知します。

(5) 受付期間

令和 8 年 9 月 3 0 日（水曜日） 1 7 時まで

※ただし、受付期間内であっても、応募件数が 5 件に達した時点で受付を終了します。

(6) 質問の受付

募集に関する質問等は、令和 8 年 8 月 5 日（水曜日）から令和 8 年 9 月 3 0 日（水曜日）1 2 時までの間、下記の大阪商工会議所の問合せ先で電子メールにより受け付けます。電子メールのタイトルには、【大阪府都市基盤実証の質問】と記載して送信してください。

※ただし、質問の受付期間内であっても、募集の受付を終了している場合は質問の受付も終了します。

（質問の宛先）大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当 宛

E-mail : sangyo@osaka.cci.or.jp

4. 応募方法

(1) 実証実験エントリーフォームへの必要事項の入力・送信

下記 URL の応募サイトにアクセスの上、エントリーフォームに必要事項を日本語で記載し、送信してください。作成途上での一時保存はできませんので、ご注意ください。

【応募サイト】

URL : <https://www.osaka.cci.or.jp/event/seminar/202607/D22260723017.html>

※入力が終了した後に、「内容確認」ボタンをクリックし、入力内容を確認してください。ご確認いただいた後、「送信」ボタンをクリックすると自動でエントリーフォームが送付されます。入力いただいたメールアドレスに受け付けた旨を連絡する自動返信メールが届きますので、ご確認ください。自動返信メールが不着の場合は事務局へご連絡ください。

(2) 実証実験の実施計画書（必須）及び補足資料（任意）の提出

エントリーフォーム送信後に届いた自動返信メールに専用 URL を記載しております。専用 URL にアクセスし、**実施計画書（必須）**及び補足資料（任意）のファイルをアップロードしてください（アップロードの容量は、20メガバイト未満）。

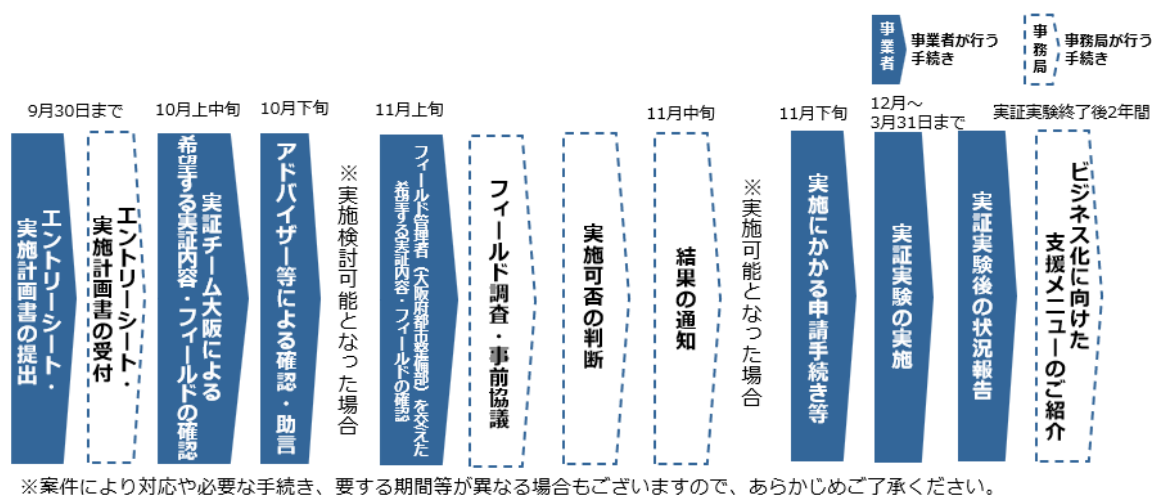
実施計画書の形式は自由ですが、**事業者の概要、実施したい実証実験の目的、概要、検証内容、方法、スケジュールなどのほか、実証実験の実施体制（協力企業などあれば記載）、緊急時・トラブル発生時の連絡体制、実装に向けた今後の展望についても記載ください。**

必要に応じて、技術の詳細などの補足資料も提出することができます。様式は自由ですが、動画は使用しないでください。ただし、動画サイトを資料の中で紹介すること（リンクの貼り付けなど）は差し支えありません。

また、システムの制約上、一度アップロードしたファイルの削除変更はできません。募集期間中に、削除、変更を希望される場合は、事務局へご連絡ください。募集期間終了後の削除、変更などは受け付けられませんので、送信される内容は十分ご確認ください。

※郵送、宅配便等での提出は受け付けておりません。

5. 実証実験の実施までの流れ



6. 留意点

あらかじめ次の点について十分にご理解をいただいた上で、エントリーくださいますようお願いいたします。

(1) 誓約書の提出

- 実証実験の実施に当たっては、安全確保対応や費用負担をはじめ必ずご確認ください事項が定められている「実証実験実施にかかる規約」（別紙）を必ず遵守頂きます。
- このため、実証実験の実施前に、「実証実験実施にかかる規約」（別紙）を遵守すること、及び、提出されたエントリーシートや実施計画書等に虚偽の内容を記載していないこと、について誓約書（別紙）をご提出頂きます。
- また、誓約書のご提出時には、「代表者印（会社実印）」をご捺印の上、発行から3ヶ月以内の「印鑑証明書（原本）」を1通ご添付頂きます。
- 誓約書は、実証実験の実施が可能と判断された際にご提出頂きます。

(2) 情報発信の取組

- 原則として、実施が決定した案件ごとに大阪府及び大阪商工会議所によりプレスリリースを行います。
- 実証実験の取組、成果等については、実証実験終了後、大阪商工会議所のHP、機関紙等へ掲載するほか、実証実験支援事業に関する広報活動に使用いたします。また、チーム大阪が実施する報告会で報告いただくとともに、大阪商工会議所が主催するイベント等で報告等をお願いする場合があります。

(3) その他

- 実験の内容や時期により、ご希望に添えない場合や、実施できない場合があります。
- 実験を行う場合であっても、道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設、建築の各分野におけるフィールドの写真・動画撮影には管理者への可否確認が必要です。
- フィールド管理者向けに、施設利用申請等に関する書類を別途ご提出頂く場合があります。
- 本募集内容での実施が難しい場合、他の実証実験制度をご案内する場合があります。
- 実証実験の終了後には、「実証実験実施にかかる規約」に定めるとおり実績報告書等をご提出いただきます。その場合、ご提出いただいた実績報告書等について、大阪府・大阪市・大阪商工会議所が法令に基づき公開又は開示等に使用することがありますので、記載する内容につきましてはご注意ください。

問い合わせ先
実証事業推進チーム大阪（事務局：大阪商工会議所 産業部 産業・技術振興担当） 〒540-0029 大阪市中央区本町橋 2-8 TEL：06-6944-6300 E-Mail：sangyo@osaka.cci.or.jp

【実証実験フィールド（例）】

FIELDS

一部フィールド紹介

大阪府都市整備部が管理する道路（モノレールを含む）、河川、公園、下水道、港湾・海岸の都市基盤施設や府営住宅における実証実験のフィールド提供や、一部区間での試行を通じて、企業さまに技術の実用性を確認していただけます。

※以下のフィールドはイメージです

くずが繁茂する道路法面



雑草が繁茂する道路法面



傷んだ舗装



雑木が繁茂する河道



防草シートを突き破る雑草



山間部の積雪・凍結路面



道路未利用地



山側より道路へ伸びる雑木



傷んだ岸壁



実証実験実施にかかる規約

実証事業推進チーム大阪

(目的)

第1条 この規約は、大阪府及び大阪市が所管する施設並びに別に定める大阪商工会議所に登録する民間施設（以下「施設」という。）における大阪府、大阪市及び大阪商工会議所による実証実験を支援する事業において、実証実験を実施する事業者（以下「事業者」という。）が遵守すべき事項その他必要な事項を定めることを目的とする。

(協議及び相互協力)

第2条 事業者は、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所並びに当該実証実験に活用する施設等を管理する者（以下「管理者」という。）との間で、実証実験の目的や内容について十分協議し、相互の理解と協力のもとで実施しなければならない。

(許可申請)

第3条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関係法令その他管理者が定める手続きを行い、施設の使用許可その他施設を適法に利用できる権原を得なければならない。

(危険防止等)

第4条 事業者は、実証実験の実施にあたり、関連法令を遵守するとともに、必要な危険防止及び保険加入を含めたリスク管理の措置を取らなければならない。

(費用負担)

第5条 実証実験にかかる費用は、事業者が全額自ら負担するものとし、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者はその費用を負担しない。

(実証実験の中止等)

第6条 大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に実験の中止又は中断若しくは内容変更を命じることができる。

(1) 実証実験を継続することにより、管理者の業務に支障が生じるとき、又は生じるおそれがあるとき

(2) 天災その他やむを得ない事由が生じたことにより、実証実験を継続することが困難になったとき

2 大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、実証実験の内容が事前に提出された事業計画書の内容と著しく相違があるとき又は第三者に対する生命身体財産の危険が生じるおそれがあるときは、事業者にもその是正を求めることができる。

3 前項の是正要求に対して事業者がこれに従わないとき、又は事業者が第10条第1項に該当することが判明したときは、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所は、事業者にも実証実験の中止を命じることができる。

- 4 前3項の規定により実証実験を中止又は中断若しくは内容変更した場合において、事業者に新たな費用が発生したときであっても、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所はその費用を負担しない。

(損害賠償)

第7条 実証実験の実施に際し発生した損害のうち、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、管理者及び第三者に生じた損害については、不可抗力その他事業者の責めに帰すべき事由がないと認められるときを除き、事業者がその賠償責任を負う。ただし、第3条に定める施設の使用許可等の条件その他別に定めがあるものについては、その条件等に定めるところによる。

- 2 前条第4項に定めるもののほか、実証実験の実施に際し発生した損害のうち、事業主に生じた損害については、大阪府、大阪市、大阪商工会議所、管理者及び第三者は、故意又は重大な過失がない限り、事業者に対する賠償責任を負わない。

(実績報告書等の提出)

第8条 事業者は、実証実験終了後、速やかに実績報告書及び必要に応じてその他の資料を作成し、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者に対して実績報告を行う。ただし、事業者は、事業者以外の者の知的財産を侵害してはならない。

- 2 事業者は、法令に基づき大阪府及び大阪市が前項の実績報告書を公開する可能性が存することを前提に、実績報告を行うものとする。
- 3 第1項の実績報告書及び実績報告に際して事業者が報告先に提出した資料について、事業者は、報告先に対し、報告先が当該実証実験に関する業務を遂行する目的で以下の態様により無償で利用することを許諾し、これらを基に報告先が翻訳・翻案した二次的著作物に対しても同様に許諾する。

- (1) 複製
- (2) 上演・上映
- (3) 公衆送信・公衆伝達
- (4) 口述
- (5) 展示
- (6) 翻訳・翻案

- 4 事業者は、前項の著作物及び二次的著作物に関する著作権人格権を行使しない。

(秘密の保持)

第9条 事業者は、実証実験の履行に関連して知り得た機密事項や個人情報を、本協定の有効期間中のみならずその終了後においても、他の当事者の事前の承諾を得ることなく、第三者に開示してはならず、かつ、実証実験の目的遂行に必要な場合を除き自ら利用してはならない。ただし、次の各号に該当する情報はこの限りでない。

- (1) 知得時に既に公知となっていた情報
- (2) 知得時に既に保有していた情報
- (3) 第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報

- (4) 相手方の機密情報を使用することなく、独自に開発した情報
- (5) 大阪府及び大阪市が法令に基づき公開又は開示等を行う情報

(暴力団等反社会的勢力の排除)

第10条 事業者は、事業者の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第16条第3項に規定する密接関係者に該当するときは、この規約に基づく実証実験の申込みをすることができない。

2 事業者は、大阪府、大阪市、大阪商工会議所及び管理者が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と判断する資料を提出しなければならない。

(その他定めない事項等の取扱)

第11条 本規約に定める事項について生じた疑義又は本規約について定めない事項については、事業者、大阪府、大阪市及び大阪商工会議所が協議して解決する。

以 上

誓約書

年 月 日

大阪府 様
大阪市 様
大阪商工会議所 様

<住所>
<会社名>
<代表者名>

(代表者印)



<事業者>は、実証事業推進チーム大阪（大阪府、大阪市及び大阪商工会議所で構成）の支援により、<実証実験案件名>を実施するにあたり、別紙「実証実験実施にかかる規約（2019年7月17日制定）」に定める事項を遵守することを誓約いたします。また、エントリーシートや実施計画書等の提出書類に虚偽の内容を一切含まないことを誓約いたします。

なお、同規約第8条に定める実績報告書は、<期限>までに提出いたします。

以上

※【ご提出時のお願い】

本誓約書には「代表者印（会社実印）」をご捺印の上、発行から3ヶ月以内の「印鑑証明書（原本）」を1通ご添付ください。

(記入箇所説明)

各色字箇所に必要な事項をご入力ください。

誓約書

●年 ●月 ●日

大阪府 様
大阪市 様
大阪商工会議所 様

<住所> ● ● ●
<会社名> ● ● ●
<代表者名> ● ● ●

(代表者印)



<事業者>は、実証事業推進チーム大阪（大阪府、大阪市及び大阪商工会議所で構成）の支援により、<実証実験案件名>を実施するにあたり、別紙「実証実験実施にかかる規約」に定める事項を遵守することを誓約いたします。また、エントリーシートや実施計画書等の提出書類に虚偽の内容を一切含まないことを誓約いたします。

なお、同規約第8条に定める実績報告書は、<期限>までに提出いたします。

以上

※【ご提出時のお願い】

本誓約書には「代表者印（会社実印）」をご捺印の上、発行から3ヶ月以内の「印鑑証明書（原本）」を1通ご添付ください。